

児童扶養手当受給者の皆様へ

令和8年度現況届の受付について

平素より市政運営に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

児童扶養手当は、毎年8月に更新手続き(現況届の提出)を行う必要があります。

この届出の内容及び所得審査等により、新年度(11月分以降)の受給資格の有無と支給額等を審査し、決定します。

つきましては、令和8年8月31日(月)までに、下記のとおりお手続きいただきますようお願いいたします。

【オンライン申請】

【オンライン申請について】

児童扶養手当の受給者は、全員オンラインでの申請を行ってください。

オンライン申請にて、別途来庁や書類の郵送等が必要かどうかを判定します。

・昨年の届け出内容から変更があり未届の方等は来庁が必要です。



★★オンライン申請を行った結果、「来庁が必要」と表示された方は期間内にご来庁ください★★

※オンライン申請には以下のものがが必要です。

- ・本人確認書類の写し(写真データ可)
- ・メールアドレス(スマートフォン等で確認できるもの)
- ・証書番号(「必要書類について(児童扶養手当現況届)」の右上に記載)

※ピンク色の用紙が同封されている方は、以下の書類があればより手続きがスムーズに済みますのであらかじめご準備ください。

- ・マイナポータルの資格情報(PDF)または資格情報通知書、資格確認書
- ・上記がない場合、手書きでない給与明細(令和8年6～8月のいずれかの月の分)

※来庁が必要な方は、受付時間内に必ず受給者本人が来庁し手続きをおこなってください。

※正当な理由がなく来庁されない場合や、提出書類が未提出の場合は、手当の支払が差し止めとなりますのでご注意ください。

受付場所	受付日	受付時間
市民ホール 市役所2階	8月3日(月)～8月31日(月)の平日	9時00分～16時30分
	上記のうち、8月25日(火)	9時00分～19時00分
※裏面参照	8月11日(火) 祝日	9時00分～12時00分

※11時～14時は、待ち時間が長くなる場合がございますのでご了承ください。

※台風及び災害等により、休日窓口や延長窓口(16時30分以降)を実施しない場合があります。
この場合は市ホームページ(ID:1000526)でお知らせいたしますのでご確認ください。

※休日窓口や延長窓口に来庁の際は、1階防災センター入口からお入りください。

※休日窓口や延長窓口においては、現況届のみの受付です。

※添付書類の提出が必要な方は、来庁前に写しをご準備ください。会場にコピー機はありません。

<お問い合わせ>

宝塚市役所 子育て応援課 TEL:0797-77-2196